

2018

倫理規定と行動基準



倫理綱領と行動基準

世界は絶え間なく変化しており、それに伴い人々、団体、組織等も変化していきます。これらの変化は歴史上、パラダイムブレークや技術的進歩等の新しい事実によって由来し、私達を更なるチャレンジに直面させます。絶対的真理は新しい可能性、相互作用の新しいモデル、新しい経験の空間を与えます。変化は人々によって及び人から人へと生成されてゆきます。

これら全ての動きは私たちの会社にとって重要であり、日常活動に直接影響を及ぼし、私たちの育成を推進します。例えばデジタルトランスフォーメーションは文化に影響を及ぼし、社内外の顧客の生活に反映される為、当行は新しい戦略を取り組む必要があります。

この変化の道筋に沿って尊重と責任で遂行する為に、論理綱領及び行動基準は私達の信頼性及び社会的責任のある意思決定、適切かつバランスの取れた行動及び高潔な職場環境の確保のオリエンテーションに重要なツールであります。

本論理綱領はブラジル銀行の文化を概念的かつ包括的な方法で透過した価値を提示し、これらはブラジル国内及び海外の多様な異なる顧客の接客及び社会分野との関係の適切な態度のガイドラインとなります。

論理綱領に提示されている前提を反映する行動基準は私達の組織の信頼性、信用性及び永続性を重視すべき上級管理職を含む全ての従業員の責任を客観的かつ実践的に示しています。

本書類に記載の前提及びガイドラインは主役のビジョンとして充分注意して注目すべきであり、これらの普及及び徹底は全員の責任で行います。

結局、私達全員は人々にとって大切な物を取り計らう責任者であります。

経営審議会

Fabrcio da Soller
ファブリシオ・ダ・ソレル
経営審議会会長

Júlio César Costa Pinto
ジュリオ・セザル・コスタ・ピント
経営審議会副会長



Daniel Sigelmann

ダニエル・シゲウマン

経営審議会メンバー

Luiz Serafim Spinola Santos

ルイス・セラフィン・スピノラ・サントス

経営審議会メンバー

Fabiano Felix do Nascimento

ファビアーノ・フェリックス・ド・ナシメント

経営審議会メンバー

Beny Parnes

ベニ・パルネス

経営審議会メンバー

Marcelo Augusto Dutra Labuto

パウロ・ロジェーリオ・カファレリ

経営審議会メンバー

取締役会

Marcelo Augusto Dutra Labuto

パウロ・ロジェーリオ・カファレリ

頭取

Antonio Gustavo Matos do Vale

アントニオ・グスターヴォ・マツス・ド・ヴァーレ

副頭取

Bernardo de Azevedo Silva Rothe

ベルナルド・デ・アゼヴェード・シルヴァ・ローテ

副頭取

Gueitiro Matsuo Genso

ゲイチロ・マツオ・ゲンソ

副頭取

João Pinto Rabelo Junior

ジョオン・ピント・ラベロ・ジュニオル

副頭取

José Eduardo Pereira Filho

ジョゼー・エツアルド・ペレイラ・フィーリョ

副頭取

Márcio Hamilton Ferreira

マルシオ・ハミウトン・フェレイラ

副頭取

Tarcisio Hubner

タルシジオ・フブネル

副頭取

Walter Malieni Junior

ワウテル・マリエニ・ジュニオル

副頭取



意図、 ビジョン



意図

人々の大切な物を取り計らう。

ビジョン

人々の生活の為に最高の経験を提供し、革新的、効率的かつ持続可能な方法で社会の発展を促進する企業であること。



バリュー



バリュー

顧客に焦点を置く — 私達は常にの顧客へ対して大切な物事に注目します。

イノベーション — 私達はイノベーション及び変化の要因に推進されま
す。

倫理 — 私達は企業慣行として倫理を採用しています。

主役 — 私たちは卓越したソリューションを提供する責任を
負っています。

信頼性 — 私たちは、行動の透明性と強固さを確約します。

効率 — 価値を創造して利害関係者へ提供出来るように利用可
能なリソースを最適化します。

公徳心 — 私達は意思決定をする際、集团的関心を考慮します。



1.はじめに

- 1.1. ブラジル銀行の倫理綱領は社の利害関係者に対する義務及び指針を制定する物である。
- 1.2. 行動基準は倫理綱領にて確約されたコミットメントを職場で容易に発揮する為、期待できる義務及び姿勢を定める。
- 1.3. 関連書類は3年ごと、又は必要に応じて臨時的に何時でも改訂される。
- 1.4. 毎年ブラジル銀行の国内、海外の従業員、見習い員及び研修員は企業論理関連の資料の内容の認識及び合意文を署名する。
- 1.5. 人材管理取締役会は本倫理綱領及び行動基準の更新並びにこれら定義文の適用促進を提案する任務がある。
- 1.6. 経営審議会は本倫理綱領及び行動基準の更新版を認定する任務がある。
- 1.7. ブラジル銀行の全ての部門は本倫理綱領及び行動基準を日常業務内にて適用を確保させる任務がある。
- 1.8. 毎年本倫理綱領及び行動基準の教育を実施するアクションが準備されている。

2.ターゲット関連者

- 2.1. 倫理綱領及び行動基準は下記の関連者へ適用する。
 - 2.1.1. トップレベルマネジメント： 審議員、取締役社長、副社長、重役（子会社関連も含む）。
 - 2.1.2. 国内及び海外従業員全員。
 - 2.1.3. 協力者： 研修員、見習い員及び契約会社の運営者及び従業員。
 - 2.1.4. ブラジル銀行を代表して或はブラジル銀行へ業務又はサービスを提供している者。

3.倫理綱領

3.1.顧客及びユーザー

3.1.1. 市場の各分野の顧客及びユーザーのニーズに合わせた商品、サービス及び情報を革新、高品質、安全及び適時に提供する。

3.1.2. 顧客の権益及び権利を尊重し、威厳、礼儀正しくかつ公正衡平待遇する。

3.1.3. 顧客がビジネスのより良い決定をする為、明確、信頼性の高い及びタイムリーなオリエンテーション及び情報を提供する。

3.1.4. 顧客と会社間のコミュニケーションを促進し、提供する商品、サービス及び交流の推進及び改善の為、顧客の意見、推奨などを考慮し、双方の権益の収束、企業の信頼性、安全及び管轄のイメージの確立を図る。

3.1.5. 法律で規程されたケース以外の銀行情報の機密性を保障する。

3.1.6. 顧客の要望で商品、サービスに関する契約関係等の解約及びその他の関係を他の金融機関へ移転 に対し妨害障壁又は妨げるような基準・手続きの手順は強制しない。

3.1.7. 顧客と協力的かつバランスのとれた関係を促進する。

3.2. トップマネージャー、従業員、協力員

3.2.1. 健康的かつ威厳の有る職場環境を確保する努力をし、上司、部下、同僚及び協力者間にて常に尊敬しあい、真心を尽くす。

3.2.2. 如何なる性質のハラスメントと見なされる行為を否定する。

3.2.3. 労働組合会員として加盟する自由を尊重し、会社側の権益及び従業員側及び代表機関の権益等を透明的に調整する事を追求し、永久的にネゴシエーションにて実践する。

3.2.4. 法律で規程されたケース以外の各従業員へ個々のプライバシーに関する情報へのアクセスおよびこれらの情報の機密性を保障する。

3.2.5. 従業員の自己啓発を奨励し、組織内で作業の性能発揮が可能にする為、適切な訓練体制を整う。

3.2.6. 銀行と接する多様な人々のグループを認め、受け入れ、尊重する。

3.2.7. 企業の行動側面を規定する本倫理綱領、行動基準及び全般政策を社内で普及する事を促進する。

*本規則の規定のいずれかが現地の法律や習慣と相容れない場合は、現地の規定が優先される。

3.2.8. 全ての方法で行われる違法行為、例えば贈収賄、ゆすり、汚職、不当行為の対価（賄賂）、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ活動への融資を否定する。

3.2.9. 対話を強調し、疑問、通報、クレーム、推奨等を受け入れる受付窓口を設置し、これらに対応する手段を設け、要望に応じて匿名性を保障する。

3.2.10. 会社の事業、ビジネス、運営等のプランを遂行するにあたって社会環境へ与えるインパクトを考慮する。

3.3. サプライヤー

3.3.1. 複数のサプライヤー間で競争が行えるように、公平的及び透明的な方法で選択、契約、評価基準を採用する。

3.3.2. サプライヤーとの関係上、法的規定の確保を要求する。

3.3.2.1. 労働法、社会保障法、税務法の遵守。

3.3.2.2. 汚職防止及び対策に関する法律及び諸規程の遵守。

3.3.2.3. 児童及び奴隷労働を拒否する。

3.3.2.4. 適切な環境保護活動を促進する。

3.3.2.5. ブラジル及び外国の政府、行政の如何なる政府機関のレベルに対する汚職行為はしない。

3.3.3. サービス作業のプライヤーへブラジル銀行内で作業を行なっている間、これらの作業員は本倫理綱領の指針を遵守する事を指導するよう要求する。

3.3.4. 汚職、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ活動への融資、不正行為（詐欺）等のような犯罪行為或は違法行為等不適切な方法でブラジル銀行の名目で取引を行う事は如何なる場合でも許可しない。

3.4. 株主、投資家、債権者

3.4.1. 合法的原則、公平的、道徳的、広報的及び効率的に会社の運営を図る。

3.4.2. 株主、投資家、債権者へ透明的でかつ迅速に必要な情報を提供する。

3.4.3. 機関の性能及びイメージにリスクを与える内容或は法律で保護されている規制項目を除いた全ての情報は公表可能と考える。

3.4.4. 会社の営業利益、キャッシュフロー及び資産・財務ポジション等の結果を適切に公表する為、会社の財務諸表を合法的かつ原則及び会計基準に基づいて作成する。

3.4.5. 会社の財務諸表の詳細、真実性及び透明性を保障する為社内の手順及び管理法を適用する。

3.4.6. 関係当事者と市場に存在する各条件と異なった条件で取引する事は禁ずる。

3.5. パートナー

3.5.1. 外部の民間及び公共機関とパートナーシップ、協定、意図プロトコル或は技術的・財政的協力を実施する場合の社会環境へのインパクトを考慮する。

3.5.2. 同等な価値のある廉潔性、倫理、正直性、住民及び環境に対する尊重が確保出来るパートナーシップを設定する。

3.5.3. 汚職、如何なる不法行為、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ活動への融資防止及び対策を実施する機関のみと取引を行う。

3.5.4. ブラジル銀行と関連あるエンティティに対し、ブラジル銀行の論理原則に沿って方向付けを設定し、それぞれの代表者が本原則に従って行動するよう誘導する事を指導する。

3.6. 競合他社

3.6.1. 競合他社とは論理的、廉潔性及び礼儀正しく接するコミットメントがある。

3.6.2. 競合他社との情報交換は正当、透明及び信頼性の保障及び会社の銀行機密原則及び権益を確保して行う。

3.7. 政府

3.7.1. 当社はブラジル国内及び事業を展開する海外の各国にて、持続可能な開発に向けた政策、プロジェクト及び社会経済的プログラムの制定事業の行政とのパートナーである。

3.7.2. ブラジルの行政の権益及び必要性等を取引を行っている様々な経済分野との交渉に協力する。

3.7.3. 現職閣僚のイデオロギー的信念とは無関係に政府機関と接する。

3.7.4. 脱税及び汚職、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ活動への融資防止及び対策に関する国際的ガイドラインに従って行動する。

3.7.5. ブラジル及び外国の政府、行政の如何なる政府機関のレベルに対する全ての下記の場合のような汚職行為を拒否する。

3.7.5.1. 政府関係者、職員等及びこれらと関連する第三者に対し如何なる不当な便益を直接的、間接的に供与又は提供する事の保障、約束等。

3.7.5.2. 如何なる不法行為宛の融資、コスト負担等の後援或は他の方法の支援。

3.7.5.3. 法的義務の侵害に対して如何なるアクションを取る、又は取らないように誘発する。

3.7.5.4. 不正な方法で取引をゲット、確保或は方向付けする。

3.7.5.5. 如何なるアクション或は決定に作用あるいは悪影響或を及ぼす。

3.7.5.6. 個人又は法人を介して不正行為の受益者の身分証明又は権益を隠匿或は偽る。

3.7.5.7. 入札方式の競合制度を挫折させたり、欺いたり、不正な利得或は便益を得たり、又は妨害又は悪質に操作する。

3.7.5.8. 取調べ又は監査作業を妨害或は干渉する。

3.7.6. 国内及び事業を展開する各国で政党或は候補者への融資はしない。

3.8. 地域社会

3.8.1. 事業を展開する地域社会の住民と結びつけた関係を高く評価し、文化的価値観を尊重する。

3.8.2. 会社の事業の成功には地域住民の重要性を認め、ビジネスの付加価値の一部を謝礼する。

3.8.3. 持続可能な開発のイニシアチブを支援し、住民の社会的条件の向上の事業に参加する。

3.8.4. 社会的行為への融資の透明性を確保する。

3.8.5. 全ての不法的労働を根絶する事のコミットメントを再度断言する。児童労働、強制労働、奴隷労働等。

3.8.6. 汚職、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ活動への融資防止及び対策に向けた政策、基準、手順等の設定の前提等社会的責任を適用する。

3.9. 調整機関

3.9.1. ブラジル及び事業を展開している各国の法秩序にある法律及び規程に従って運営する。

3.9.2. 外部の規定及び監督機関及び内外の監査機関より請求される情報提出を定められた機関以内に対応する。

3.9.3. 事業を展開している全ての国々の調整機関へ提出する報告書及び書類の情報及び一般へ公表する情報は完全で合法的、客観的で最終的な内容が含まれ、かつ明確である事を保障する。



4.行動基準

4.1.概要

4.1.1.全員の義務。

4.1.1.1. 本倫理綱領及び行動基準の厳守及びブラジル銀行の政策方針、コーポレートガバナンスコード並びに各社内規則に記載の基準及び原則等を重視する。

4.1.1.2. ブラジル及びブラジル銀行が事業を展開する各国の法律及び規程を遵守する。

4.1.1.3. ブラジル銀行の意図及びビジョンの達成に貢献する。

4.1.1.4. 日常の業務にコーポレートバリューを実践する。

4.1.1.5. 下記のような企業組織及び社会が拒否、厳しい反発及び叱責を起す犯罪行為を徹底的に否定する。

4.1.1.5.1. セクシャルハラスメントを含む性的自由に対する犯罪。

4.1.1.5.2. 国内及び海外の金融システム及び行政に対する犯罪。

4.1.1.5.3. 不正行為（詐欺）、不法行為。

4.1.1.5.4. 如何なる金銭、報酬、プレゼント、贈り物等を受け取る条件付でサービス業務を行う。

4.1.1.5.5. 他人を奴隷労働同等な条件で働かせる。

4.1.1.5.6. 脱税、無断外貨持ち出し、その他の税務犯罪。

4.1.1.5.7. 闇金融、闇両替及びその他の国家の金融制度に対する犯罪。

4.1.1.6. 脱税、マネーロンダリング（資金洗浄）、テロ活動への融資、汚職等に相当する行為へ便宜を図る事、又当銀行の商品及びサービスをこれらの実施に適用する事及びその他の不法行為は全て慎む。

4.1.1.7. 担当する職務及び所得に相当する範囲以内の経済・金融状況及びフローを確保する。

4.1.1.8. 達成結果を改竄する方法で口実する事を慎む。

4.1.1.9. 全ての取引及び決定が管轄及び決定権のあるレベルで許可される事を保障する。

4.2. 権益の対立

4.2.1. 従業員の立場を利用して自分自身或は第三者が利得するような行為を慎んで役割の実務に携わる。

4.2.2. 如何なる権益の対立が発生、又はそれが有ると感じれば、即座に上司に報告する。

4.2.3. 下記に表示する関係者及び本人自身が他の会社の管理者或は共同出資者・経営者で有る場合は銀行の権益と対立する内容の件及び、決定、管理又は取引の決算等の対応を直接する事は控える。

4.2.3.1. 従業員自身。

4.2.3.2. 従業員の配偶者或は同棲者

4.2.3.3. 従業員の3親等までの親族。

4.2.4. 直系及び傍系の3親等までの血縁関係の親族又は親和性の関係にある政府機関及び組織に所属している決定権を持っている公務員とは用件及びビジネスの交渉は絶対に行わない事を宣言する。

4.2.4.1. 親族と見なす人：血縁関係 – 父母、娘、息子、祖父母、孫息子、孫娘、曾祖父母、曾孫息子、曾孫娘、兄弟、姉妹、伯父、叔父、伯母、叔母、甥、姪。親和性関係 – 舅、姑、息子妻、娘夫、義父母、継父、継母、継息子、継娘、妻・夫の兄弟・姉妹。 配偶者又は同棲者の祖父母、孫息子、孫娘、曾祖父母、曾孫息子、曾孫娘、伯父、叔父、伯母、叔母、甥、姪。

4.2.5. 社内で行う作業は会社の事業及び権益のみとするよう注意する。

4.2.6. 会社へ損を与える又は競争となる会社とは関係無い業務は絶対に行わない。

4.2.6.1. 銀行のサービスと関係の無い業務を並行的に社外で行う場合は、必ず上司に報告し、必ず管轄機関に問い合わせ、許可えおける事。

4.2.7. 日常業務上、会社の宗教及び政治政党に関わらない性質を確保するよう協力する。

4.2.8. 自己の政治活動は会社を巻き込まないように注意する。

4.2.9. 銀行にて自己のキャリアを第三者に頼らず推進する事。

4.2.10. 顧客に代わって決定する場合は本人の事前許可の基で行う。

4.2.11. 違法的事業を行っている人々及び組織とは絶対に取り引関係を持たない事。

4.2.12. 株式市場関連の業務を遂行する場合は、インサイダー取引、或は市場に未公表の重要行為或は事実を利用して自己或は第三者が得するような事はしない。

4.2.12.1. 重要行為及び事実とは、支配株主、総会、経営審議会、取締役会等の決議、或はその他ある程度大きく影響する銀行の取引で発生する行為或は事実を言う。

4.2.12.1.1. 自社発行の有価証券の見積もり時、又はそれらの指標（ベンチマーク）時。

4.2.12.1.2. 投資家がそれらの有価証券を買い入れ、売買、又はキープする事を決定する時点。

4.2.12.1.3. 銀行発行の有価証券あるいはそれらの指標（ベンチマーク）された物の所有者として如何なる権利を行使する投資家が決定する時点。

4.2.13. 従業員の立場を利用して顧客、サプライヤー或はサービス業者から金銭等を借り無い事。

4.3. 贈り物及び特惠

4.3.1. 如何なる状況でも要求したり受け取らない事：

4.3.1.1. 金銭

4.3.1.2. R\$100,00以上のプレゼント及び贈り物。

4.3.2. 決定プロセスの公平性に影響する意図的な特徴を示す場合認められる値段以下のプレゼント或は贈り物でも断るべき。

4.3.3. 上記にある条件以外で受け取った時点でその場又はその後返却出来なかったプレゼント又は贈り物はブラジル銀行財団或は非営利機関へ寄贈するべき。

4.3.3.1. これらの寄贈されたプレゼント及び贈り物は銀行へ連絡する事。

4.3.4. 規制された金額以上の金銭、プレゼント、贈り物等の受け取りはブラジル銀行及び関連会社が社内的に事前に認められた行事プログラム関連した場合のみ許可する。

4.3.5. ブラジル銀行の名目で行政関係の公務員等に与える贈り物或はプレゼント等は宛先の地域の法律で規程されたりリミット条件、国際的な贈収賄に関する法律及び贈り物を受け取る宛先の機関の規則及び政策等に従うべき。

4.4. 職場環境

- 4.4.1. 安全基準に従い、事故防止に努める。
- 4.4.2. 従業員の身だしなみを従事する作業に適正化し、又地域の社会ルール及び文化に合わせる。
- 4.4.3. 自己のイメージを悪くし、恥をかかないよう、またブラジル銀行のイメージダウンを避けるよう注意する。
- 4.4.4. 違法薬物を消費しない。
- 4.4.5. 過度な飲酒は控える
- 4.4.6. 作業の管理及び整理が順調に進むよう協力する。
- 4.4.7. 作業場及びサービス業務の稼働ダイナミックであるように積極的に行動する。
- 4.4.8. 会社が推進するスキルアップ学習のチャンスに沿って自己のプロ開発を確保する。

4.5. 社内交流

- 4.5.1. 同僚との付き合いは常に尊敬しあい、真心を尽くす。
- 4.5.2. 調和のとれた付き合いをする職場環境が崩されないため、悪い噂やコメントは避ける事。
- 4.5.3. 内部、外部の如何なる場所にて銀行、役員会、上司及び同僚のイメージの悪化又は名誉毀損となる名誉の攻撃的な批判或は誹謗中傷しない事。
- 4.5.4. 下記の内容につながる行動をとらない事。
 - 4.5.4.1. 偏見、差別
 - 4.5.4.2. 誘導、強制、恥をかかせる
 - 4.5.4.3. 他人の作業を侮辱する
 - 4.5.4.4. 如何なるハラスメント
 - 4.5.4.5. 人前で他人を傷つける、侮辱する、脅かす
- 4.5.5. 職場環境を構成する多様なグループの人たちを尊重する。

4.6. ブラジル銀行の資産及びリソース

4.6.1. 銀行の設備、機器、作業用の材料、備品、通信用電子機器ネットワーク等を政治的、宗教的活動、或は個人及び第三者用コマーシャル的権益に利用しない事。

4.6.2. 本、書物、イメージその他著作権で保護されている商品等の知的財産法の基準を遵守。

4.6.3. 銀行が使用許可を受けているパソコンプログラム〔ソフト〕のみ設定、使用及び使用許可する。

4.6.4. 企業のアイデンティティーを保護するため、銀行の名称、ブランド及びプライベートシンボル等をその他の企業の如何なる宣伝、名称に使用しない事。

4.6.5. 事前許可なしで、銀行向けに行った検討、工法、技術又はモデルを開示しない事。

4.6.6. ブラジル銀行の制度概念のガイドラインに沿った情報機関の情報需要に対応するスポークスマンの規制された管轄を監視する。

4.6.6.1. 銀行のスポークスマンはゼネラルマネジャー、スーパーインテンデント、エクゼクティブマネージャー、ディレクター及び取締役会。

4.7. 安全及び情報処理

4.7.1. 整合性、機密性、可用性を確保する為情報を保護する。

4.7.2. 役職、レベル、役割等で特権的アクセスが可能な重要行為及び事実に関する情報の機密性を確保する。

4.7.3. 情報の安全性を確保する為、銀行内部で取り扱う機密的な課題等を会話室、インターネットでアクセス可能なソーシャルネットワーキング及びアプリケーション機器等で話す事を控える。

4.7.4. 外部の機関から請求され、提出する情報で有っても、定められた機関以内に信頼性のある説明を提供する。

4.7.5. 登録データ、口座データ、企業データ及び職業データ等の機密性を確保するため、サービス上以外は従業員、口座主の登録、口座及びアプリケーション等を調べない事。

4.7.6. 会計記録、財務諸表等が正当であり、完全、完璧、明確及び法律、会計の原則及び基準、社内管理の通りになっている事を保障する。

4.8. 外部公衆

- 4.8.1. 競争企業の商品及びサービスに関する価値の価値を減価したようなコメントは控える。
- 4.8.2. ブラジル及び事業を展開している外国の行政機関とは現職閣僚のイデオロギー的信念とは無関係に接する。
- 4.8.3. 顧客、ユーザー、株主、投資家、サプライヤーなどへは正当な取引関連の完全な情報をタイムリーに提供する。
- 4.8.4. 商品及びサービス提供の取引を成立させる為、不適切な方法又は強制的な交渉手段等は控える。
- 4.8.5. 不当な特を得る為のあらゆる行為へ影響させる目的でブラジル又は海外の政府の職員へ直接的、又は代表者を通じて間接的に価値の有る物を供与、オファー、約束又は渡す事を許可する事は避ける。
- 4.8.6. 不当な特を得る為のあらゆる行為へ影響させる目的でブラジル又は海外の政府の職員へ直接的、又は代表者を通じて間接的に価値の有る物を供与、オファー、約束又は渡す事を許可する事は避ける。

4.9. 運営セグメントの責任

- 4.9.1. 下記の項目は運営セグメントの義務でもある。
 - 4.9.1.1. 知識、法律、規程基準、政策、銀行の倫理綱領及び行動基準の遵守及び厳守させる事を普及する。
 - 4.9.1.2. 民事訴訟、労働訴訟、又は銀行側へ如何なる損害を与える如何なる行為は行わない事、必要に応じて適切な技術的オリエンテーションをしてもらう。
 - 4.9.1.3. 管理の運営方法及び作業の体制を重視し、監督及び異常の発生を防止する措置を取る。
 - 4.9.1.4. 部下の性能の向上又は行動の補正を擦る為、礼儀正しさスキルアップ教育する。
 - 4.9.1.5. 性能メリット及び資格等の評価基準へのアクセスが容易に出来る方法を確保し、これらによって、昇給、認定及び職級アップ等の決定がが図られる。
 - 4.9.1.6. 従業員及びその他の協力者の経済・金融状況の変動、或は彼達が違法的事業を行っている人々及び組織と取引している事を企業の安全部門へ連絡する。

4.9.1.7. 配偶者又は同棲者或は直系及び傍系の3親等までの血縁関係の親族又は親和性の関係にある者等を自身の直接の部下として確保する事は避ける。

4.9.1.8. 銀行の資産及びイメージを丁寧に扱う習慣を普及する。

4.9.1.9. 経営専用の資産及びサービスを個人で使用する事は避ける。

4.9.1.10. 従業員及びその他の協力者等が企業の情報へアクセス及び使用する事を充分管理する。

4.9.1.11. 報告書、会計決算及び労働合意書等の真正性、信頼性、明確性、客観性を確保する。

4.10. トップレベルマネジメントの責任。

4.10.1. 下記もトップマネジメントの義務である。

4.10.1.1. 銀行が公共の役割を実施している際及び公共の通貨、資産及びパブリックバリューのマネジメントを行ってい時は銀行事業に適用する公法も含んだ法規に注目する。

4.10.1.2. 公共・民間株式会社関連の調整法にコンパチブルな項目で連邦政府トップ運営行動法典を遵守。



5. 疑問、通報及び規程書類の不遵守

5.1. 疑問

5.1.1. 倫理綱領及び行動基準を適用するにあたり疑問が発生すれば、上司と対話するか内部オンブスマンのポータルサイトに登録経由州倫理委員会へ相談する。

5.1.2. ブラジルの従業員は銀行と平行事業を行う場合疑問があれば、権益対立防止電子制度「Sistema Eletrônico de Prevenção de Conflito de Interesses (SeCI)」経由で問い合わせ又は事業の許可を申請する。

5.2. 通報及び規程書類の不遵守

5.2.1. 不正行為又は異常を目撃すれば、匿名で内部オンブスマンに連絡する。

5.2.1.1. 連絡は発生状況を調べる為に異常を犯した人の名前、事実、証拠又は証人を示す。

5.2.2. 内部オンブスマンの連絡先：

5.2.2.1. E-mail: ouvidoriainterna@bb.com.br.

5.2.2.2. Intranet: menu Ouvidoria Interna.

5.2.2.3. SISBB: Aplicativo CORREIO - Prefixo 8559 DIPES/GEINP/OUVIR.

5.2.2.4. Telefone: +55 (61) 3108-7488

5.2.2.5. Carta: SAUN Quadra 5, Bloco B, Torre Central, 5º andar, Brasília DF, CEP 70040-912.

5.2.2.6. 立会：上記住所

5.2.3. ブラジル銀行に対して法人が有害な行為で汚職だと見なされる場合又はブラジル或は外国の行政に対して従業員或は第三者が銀行の権益又は便益を得る為に行動した場合はブラジル銀行のポータルサイト（Portal BB）が具備している不法行為連絡チャンネル（Canal de Denúncia de Ilícito）経由で匿名で企業安全理事室（Diretoria de Segurança Institucional）へ連絡する。

5.2.4. 受領した通報は独立かつ専門的な部署で処理される、例えば、内部監査室、企業安全理事室、内部内部オンブスマン室及び地方リスク運営課。

5.2.5. 銀行側は受領した通報は機密保持に取扱い、通報人を如何なる方法の報復から保護する為匿名性を保障する。

5.2.6. 倫理綱領及び行動基準を違反した者はブラジル銀行の規則に規程された通り罰則され、場合によっては司法上責任を負う事になる。

Ética e

Ouvidoria Interna

PRESIDENTE

Marcelo Augusto Dutra Labuto

VICE-PRESIDENTE

João Pinto Rabelo Junior

DIRETOR

José Caetano de Andrade Minchillo

GERENTE EXECUTIVO

Adriano Weber Scheeren

OUVIDOR INTERNO

Carlos Altemir Schmitt

